105　居宅療養管理指導「基準チェックシート」

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 |  |
| 事業所名 |  |
| 法人名 |  |
| 点検者職氏名 |  |
| 備考 |  |

【用語の定義】

　　　　　　　法　・・・介護保険法(平成9年12月17日　号外法律第123号)

　　　　　　　令　・・・指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日　厚生省令第37号)

　　　　　　　通知・・・指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日　老企第25号)

　　　　　　　条例・・・札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年　札幌市条例第８号)

| 点検項目 | 点　検　事　項 | 点検結果 | 根拠法令 | 点検書類等 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | 指定居宅療養管理指導の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、看護師及び准看護師のうち、歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を以外の者をいう。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものとなっているか。・事業運営の方針は上記の基本方針に沿ったものとなっているか。 | 適・否適・否 | 法第73条第1項条例第90条(令第84条) | ・概況説明・定款、寄付行為等・運営規程・パンフレット等 |
| 第２　人員に関する基準 | 指定居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者の員数は次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとしているか。(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所① 医師又は歯科医師：病院又は診療所として必要とされる数を確保するために必要な数以上② 薬剤師、看護職員、歯科衛生士又は管理栄養士：提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所薬剤師１以上なお、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、人員に関する基準を満たしているものとみなして差し支えない。 |  | 法第74条第1項条例第91条第1項(令第85条第1項)条例第91条第2項(令第85条第2項) | ・職員勤務表・職務分担表・出勤簿・資格を確認する書類 |
| 第３　設備に関する基準 | 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所、薬局又は指定訪問看護ステ－ション等であって、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているか。また、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品を備えているか。なお、指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定予防介護サービス等基準に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、設備に関する基準を満たしているものとみなして差し支えない。｛設備については全て現場確認｝（設備・備品等は当該病院又は診療所における診療用のものを使用できる。） | 適・否適・否 | 法第74条第2項条例第92条第1項(令第86条第1項)条例第92条第2項(令第86条第2項) | ・開設許可証・事業所の平面図・設備、備品台帳 |
| 第４　運営に関する基準１　内容及び手続の説明及び同意 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 | 適・否 | 条例第98条（第9条準用）(令第91条（第8条準用）) | ・運営規程・説明文書・利用申込書（契約書等）・同意に関する記録 |
| (2)　文書はわかりやすいものとなっているか。・重要事項を記した文書に不適切な事項がないか。・利用申込者の同意はどのように得ているか。 | 適・否適・否 | 準用(平11老企25第3の一の3(1)) |
| ２　提供拒否の禁止 | 指定居宅療養管理指導事業者は、正当な理由なく指定居宅療養管理指導の提供を拒んではいないか。特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。　（正当な理由の具体例）①　当該事業所の現員では対応しきれない。②　利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である。③　適切な指定サービスを提供することが困難である。 | 適・否 | 条例第98条(第10条準用)(令第91条(第9条準用)）準用（通知第3の一の3(2)） | ・利用申込受付簿・要介護度の分布がわかる資料 |
| ３　サービス提供困難時の対応 | 　指定居宅療養管理指導事業者は、利用申込者の病状、当該指定居宅療養管理指導事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定居宅療養管理指導事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じているか。・利用申込者に対する他の事業者への紹介方法はどのように行っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第11条準用) (令第91条(第10条準用)） | ・サービス提供依頼書 |
| ４　受給資格等の確認 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。(2)　指定居宅療養管理指導事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定居宅療養管理指導を提供するように努めているか。 | 適・否 | 条例第98条(第12条準用) (令第91条(第11条第1項準用)） | ・サービス提供票・利用者に関する記録 |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。・必要な援助とは①　要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。②　利用申込者の意思を踏まえ申請を促す。 | 適・否 | 条例第98条(第13条第1項準用) (令第91条(第12条第1項準用)） | ・利用者に関する記録 |
|  | (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第13条第2項準用)(令第91条(第12条第2項準用)） |  |
| ６　心身の状況等の把握 | 　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。・利用者の状況把握の方法はどのように行っているか。・利用者の状況把握の方法について、サービス担当者会議、本人・家族との面談等どのように行っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第14条準用)(令第91条(第13条準用)）) | ・利用者台帳（居宅支援経過）（サービス担当者会議の要点） |
| ７　居宅介護支援事業者等との連携 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。・居宅療養管理指導を提供するに当たって、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第69条第1項準用)(令第91条(第64条第1項準用)） | ・情報提供に関する記録・終了に際しての注意書 |
|  | (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。　・居宅療養管理指導の提供の終了に当たって、主治医、居宅介護支援事業者、その他サービス提供者とどのように連携を図っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第69条第2項準用) (令第91条(第64条第2項準用)） |  |
| ８　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 指定居宅療養管理指導事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定居宅療養管理指導を提供しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第17条準用)(令第91条(第16条準用)） | ・居宅サービス計画書(1)(2)・週間サービス計画表・利用者に関する記録・サービス提供票 |
| ９　身分を証する書類の携行 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。・どのような方法で指導を行っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第19条準用)(令第91条(第18条準用)） | ・実態確認・就業規則・業務マニュアル・研修マニュアル・身分を証する書類 |
|  | (2)　証書等には、当該指定居宅療養管理指導事業所の名称、当該居宅療養管理指導従業者の氏名の記載があるか。・写真の貼付や職能の記載もあることが望ましい。 | 適・否 | 準用（通知第3の一の3(8)） |  |
| 10　サービスの提供の記録 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際は、当該指定居宅療養管理指導の提供日及び内容、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第6項の規定により利用者に変わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した署名又はこれに準ずる書面に記載しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第20条第1項準用)(令第91条(第19条第1項準用)） | ・サービス提供票、別表・居宅サービス計画書・業務日誌・居宅療養管理指導記録 |
|  | (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他の適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第20条第2項準用)(令第91条(第19条第2項準用)） |  |
| 11　利用料等の受領 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。・1～3割相当額の支払を受けているか。 | 適・否 | 条例第93条第1項(令第87条第1項) | ・サービス提供票、別表・領収証控・運営規程・重要事項説明書・車両運行日誌・説明文書・利用申込書・同意書 |
| (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法88条第1項に規定する指定居宅療養管理指導又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。｛法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した場合｝・10割相当額の支払いを受けているか。 | 適・否適・否 | 条例第93条第2項(令第87条第2項) |
| (3)　指定居宅療養管理指導事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域内の地域の居宅において指定居宅療養管理指導を行う場合の、それに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 | 適・否 | 条例第93条第3項(令第87条第3項) |
| (4)　指定居宅療養管理指導事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 適・否 | 条例第93条第4項(令第87条第4項) |
| (5)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導その他のサービス提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。 | 適・否 | 法第41条第8項 |
| (6) 指定居宅療養管理指導事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅療養管理指導について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅療養管理指導に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅療養管理指導に要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。・領収証には費用区分を明確にしているか。①　基準により算定した費用の額又は現に要した費用②　その他の費用（個別の費用ごとの区分） | 適・否 | 施行規則第65条 |
| 12　保険給付の請求のための証明書の交付 | 　指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第22条準用)(令第91条（第21条準用）) | ・サービス提供証明書（控）（介護給付費明細書代用可） |
| 13　指定居宅療養管理指導の基本取扱方針 | (1)　指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われているか。 | 適・否 | 条例第94条第1項(令第88条第1項) | ・居宅サービス計画書・評価を実施した記録 |
| (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 適・否 | 条例第94条第2項(令第88条第2項) |
| 14　指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針(1)　医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針 | ①指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、指定居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行っているか。②指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行っているか。③上記②に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言に当たっては、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めているか。④指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は指定居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。⑤上記④に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、サービス担当者会議に参加することにより行われているか。⑥上記⑤の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。⑦それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録しているか。 | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | 条例第95条第1項第1号～第7号(令第89条第1項第1号～第7号)  | ・居宅サービス計画書・使用しているパンフレット等・相談・助言を記録した書類等・診療録・処方箋 |
| (2)　薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針 | ①指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行っているか。②指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。③常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供しているか。④指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は指定居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行っているか。⑤上記④に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、サービス担当者会議に参加することにより行われているか。⑥上記⑤の規定にかかわらず、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合は、指定居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行っているか。⑦それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。 | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 | 条例第95条第2項第1号～第7号 (令第89条第2項第1号～第7号) | ・居宅サービス計画書・使用しているパンフレット等・相談・助言を記録した書類等・診療録・処方箋 |
| （3）歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針 | ①指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当かつ適切に行っているか。②定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。③常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切な指定居宅療養管理指導を提供しているか。④それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告しているか。 | 適・否適・否適・否適・否 | 条例第95条第3項第1号～第4号 (令第89条第3項第1号～第4号) | ・居宅サービス計画書・使用しているパンフレット等・相談・助言を記録した書類等・診療録・処方箋 |
| 15　利用者に関する市町村への通知 | 　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。①　正当な理由なしに指定居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 適・否 | 条例第98条(第27条準用)(令第91条(第26条準用))  | ・市町村に送付した通知に係る記録 |
| 16　管理者の責務 | (1)　指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者の管理及び指定居宅療養管理指導の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第56条第1項準用)(令第91条(第52条第1項準用)) | ・組織図・組織規程・運営規程・職務分担表・業務報告書・業務日誌等 |
| (2)　指定居宅療養管理指導事業所の管理者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第56条第2項準用)(令第91条(第52条第2項準用)) |
| 17　運営規程 | 　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。①　事業の目的及び運営の方針②　従業者の職種、員数及び職務の内容③　営業日及び営業時間④　指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額⑤　通常の事業の実施地域⑥　虐待の防止のための措置（令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり）⑦　その他運営に関する重要事項・①～⑦の内容は適正か。 | 適・否適・否 | 条例第96条(令第90条) | ・運営規程 |
| 18　勤務体制の確保等 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅療養管理指導を提供できるよう、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制を定めているか。 | 適・否 | 条例第98条(第32条1項準用)(令第91条(第30条第1項準用))  | ・就業規則・運営規程・雇用契約書・勤務表・研修受講修了証明書・研修計画、出張命令・研修会資料 |
| (2)　 指定居宅療養管理指導事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、居宅療養管理指導従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にしているか。 | 適・否 | 通知第3の三の3(19)の② |
| (3)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、当該指定居宅療養管理指導事業所の居宅療養管理指導従業者によって指定居宅療養管理指導を提供しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第32条第2、3項準用)((令第91条(第30条第2項準用)) |
| (4)　指定居宅療養管理指導事業所従業者は、その職種によっては、労働者派遣法に規定する派遣労働者ではないか。(労働者派遣法第2条)この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。一　労働者派遣自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し、当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものではない。二　派遣労働者事業主が雇用する労働者であって、労働者派遣の対象となるものをいう | 適・否適・否 | 通知第3の五の3(5)の② |
| (5)　指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。・研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加させているか。 | 適・否 | 条例第98条(第32条第2、3、4項準用)((令第91条(第30条第2、3、4項準用)) |
| (6)　 指定居宅療養管理指導事業者は、適切な居宅療養管理指導の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問看護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じているか。 | 適・否 |  |
| 19　業務継続計画の策定等**令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり** | (1) 指定訪問看護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の継続的な提供及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に伴う必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第98条（第32条の2準用）（令第91条（第30条の2準用） | ・業務継続計画書・研修計画等 |
| (2) 事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を実施しているか。 | 適・否 |
| (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 適・否 |
| 20　衛生管理等 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。特に、指定居宅療養管理指導事業者は、居宅療養管理指導従業者が感染源となることを予防し、また居宅療養管理指導従業者を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。・どのような管理を行っているか（身体・制服等の検査、衛生教育、使い捨て手袋の使用等）・健康診断の実施状況（年１回or２回）・衛生マニュアル等の策定状況等 | 適・否 | 条例第98条(第33条第1項準用)(令第91条(第31条第1項準用))準用（通知第3の一の3(20)） | ・健康診断の記録・衛生マニュアル等 |
| (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めているか。・設備及び備品についてどのようにして衛生的な管理に努めているか（設備の清掃、消毒、備品等の保管方法、保管状態） | 適・否 | 条例第98条(第33条第2項準用)(令第91条(第31条第2項準用)) |
| (3)　指定居宅療養管理指導事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。・従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。**令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり** |  | 条例第98条(第33条第3項準用)(令第91条(第31条第3項準用)) | ・委員会開催記録等・まん延防止のための指針・研修の計画書及び記録・訓練の計画書及び記録 |
| 21　掲示 | 　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、居宅療養管理指導従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（書面を事業所に備え、いつでも関係者に自由に閲覧できるようにすることで、掲示に代えることも可能。）・記載事項、文字の大きさ、掲示方法等の確認 | 適・否 | 条例第98条(第34条準用)(令第91条(第32条準用)) | ・掲示物 |
| 22　秘密保持等 | (1)　指定居宅療養管理指導事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。・秘密保持のため必要な措置を講じているか（例えば雇用時の取り決め等を行っているか）。 | 適・否 | 条例第98条(第35条第1項準用)(令第91条(第33条第1項準用)) | ・就業時の取り決め等の記録・利用者の同意書・情報提供に使用された文書等（会議資料等） |
| (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか（例えば退職後も秘密を保持すべき旨を、雇用時に取り決め、違約金について定めるなどの措置を講じているか）。 | 適・否 | 条例第98条(第35条第2項準用)(令第91条(第33条第2項準用)) |
| (3)　指定居宅療養管理指導事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。・利用者（家族）に適切な説明（利用の目的、配付される範囲等）がなされているか。・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。 | 適・否 | 条例第98条(第35条第3項準用)(令第91条(第33条第3項)) |
| 23　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 　指定居宅療養管理指導事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 適・否 | 条例第98条(第37条準用)(令37第91条(第35条準用)) |  |
| 24　苦情処理 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。・苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明など適切か。 | 適・否適・否 | 条例第98条(第38条第1項準用)令第91条（第36条第1項準用）準用(通知第3の一の3(23)の①） | ・運営規程・重要事項説明書・掲示物・苦情に関する記録・指導等に関する記録 |
| (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第38条第2項準用)(令第91条(第36条第2項準用)) |
| (3)　指定居宅療養管理指導事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。 | 適・否 | 準用（通知第3の一の3(23)の②） |
| (4)　指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第38条第3項準用)(令第91条(第36条第3項準用)) |
| (5)　指定居宅療養管理指導事業者は、市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第38条第4項準用)(令第91条(第36条第4項準用） |
| (6)　指定居宅療養管理指導事業者は、提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 適・否 | 条例第98条(第38条第5項準用)(令第91条(第36条第5項準用)) |
| (7)　指定居宅療養管理指導事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第38条第6項準用)(令第91条(第36条第6項準用)) |
| 25　地域との連携等 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定居宅療養管理指導に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 適・否 | 条例第98条(第39条準用)(令第91条(第36条の2準用)) | ・苦情に関する記録 |
| (2)　事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は、正当な理由がある場合を除き、居住する利用者以外にもサービス提供をしているか。 | 適・否 |
| 26　事故発生時の対応 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 適・否 | 条例第98条(第40条第1項準用)(令第91条(第37条第1項準用)) | ・事故対応マニュアル　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・事故に関する記録 |
| (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第40条第2項準用)令第91条（第37条第2項準用)） |
| (3)　指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第40条第3項準用)(令第91条(第37条第3項準用)) |
| (4)　指定居宅療養管理指導事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 適・否 | 準用（通知第3の一の3(24)の③） |
| 27　虐待の防止 | (1) 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生や再発を防止するために、次に掲げる措置を講じているか。・事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。・事業所における虐待防止のための指針を整備すること。・事業所において、担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施すること。・措置を適切に実施するための担当者を置くこと。**令和6年3月31日までは、努力義務とする経過措置あり** | 適・否適・否適・否適・否 | 条例第98条（第40条の2準用）（令第91条（第37条の2準用）） | ・委員会開催記録等・虐待防止のための指針・研修の計画書及び記録 |
| 28　会計の区分 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅療養管理指導の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 適・否 | 条例第98条(第41条準用)(令第91条(第38条準用)) | ・会計関係書類 |
| (2)　具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。 | 適・否 | 平13年3月18日　老振発第18号 |
| 29　記録の整備 | (1)　指定居宅療養管理指導事業者は、条例第97条第2項に定めるほか、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 適・否 | 条例第97条第1項(令第90条の2第1項) | ・従業者に関する名簿・設備台帳・備品台帳・会計関係書類・診療録・処方箋・サービス提供証明書・市町村への通知に係る記録 |
| (2)　指定居宅療養管理指導事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。①　条例第20条第2項(令第20条第2項)の規定を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録②　条例第27条(令第26条)の規定を準用する市町村への通知に係る記録③　条例第38条第2項(令第36条第2項)の規定を準用する苦情の内容等の記録④　条例第40条第2項(令第37条第2項)の規定を準用する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録（指定居宅療養管理指導の提供に関する記録には、診療録、医師又は歯科医師の指示に基づく薬剤管理指導計画及び診療記録が含まれる。） | 適・否 | 条例第97条第2項(令第90条の2第2項)通知第3の五の3(4) |
| (3)　(2)の①～④の書類について、以下の期間保存しているか。　①　(2)の①については、当該記録に係る介護給付があった日から５年を経過した日まで　②　(2)の②～④については、その完結の日から２年を経過した日まで | 適・否 | 条例第97条第3項 |